平成２４年（フ）第２１４号
長野市三輪２丁目15番17号　コーポ小根山101
債務者　宮澤　貴幸
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
長野県北安曇郡池田町大字池田4384番地１
債務者　室谷由紀広
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２０７号
長野県東筑摩郡山形村482番地２
債務者　志水めぐみ
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２１９号
長野県松本市波田613番地２
債務者　河越三千雄
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２２４号
長野県松本市大字笹賀3311番地11
債務者　南山　宜之
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１２６号
佐賀県西松浦郡有田町楠木原1848―92、住民票上の住所佐賀県伊万里市松島町236番地１
債務者　江頭仙太郎
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４８５号
沖縄県浦添市西原４丁目22番３号　棚原良一氏貸室202号
債務者　崎原　悦子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３５号
宮城県遠田郡美里町北浦字新苗代下28番地　北浦荘201号
債務者　佐々　孝喜
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
宮城県遠田郡美里町北浦字新苗代下28番地　北浦荘201号
債務者　佐々　孝幸
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
静岡県富士市浅間上町13番23号　コーポ杉ノ木Ｃ―101号
債務者　加藤菜穂子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３号
北海道網走市潮見７丁目13番５―５号
債務者　高橋　龍二
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
岩手県遠野市土淵町栃内１地割29番地32
債務者　三浦　時男
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第６０８号
神奈川県南足柄市塚原2817番地３
債務者　瀧本みのり
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８０号
金沢市大額１丁目375番地１
債務者　浅田　輝彦
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９２４号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番２―602号　岡野方
債務者　渡邊気利黄（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３９号
神戸市須磨区南落合１丁目15番４―101号
債務者　森定　誠司
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４３号
神戸市灘区水道筋６丁目４番１―1001号
債務者　金榮　美幸
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部